

贈収賄・腐敗防止に関する方針

エステー株式会社及びグループ会社（以下「当社グループ」という）は、お客様に信頼される商品・サービスを提供し、社会に貢献することを経営理念としています。空気を通して暮らしに快適さと豊かさを提供することにより、世界中のお客様や社会から愛される会社を目指しています。取引の公正なくして企業の持続可能な発展はありません。当社グループは、世界各国・地域の贈収賄防止法令（日本の刑法及び不正競争防止法、米国の海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）、英国の贈収賄法（Bribery Act）等）を遵守し、贈収賄行為を排除した倫理的かつ誠実な事業推進のために本方針を制定します。

1 贈収賄行為の禁止

当社グループの役職員は、いかなる者との間でも、贈賄行為及び収賄行為を一切行いません。

（1）公務員等への贈賄

国内外を問わず、公務員又はこれに準ずる立場の者（以下「公務員等」という）に対し、その職務行為の対価として、直接又は間接に、金銭その他の利益を供与し、申し込み又は約束すること

（2）公務員等以外への贈賄

国内外を問わず、事業上の便宜の獲得又は維持を目的として、他の事業者（法人・個人を問わない）の役職員に、違法又は不当な職務行為の対価として、直接又は間接に、金銭その他の利益を供与し、申し込み又は約束すること

（3）収賄

国内外を問わず、事業上の便宜の提供の対価として、他の事業者等から、金銭その他の利益を収受し、要求し又は約束すること

（4）幫助・斡旋

第三者の贈収賄行為の遂行を援助し又は仲介すること

（5）ファシリテーション・ペイメント（当該国や地域の法令で禁止されていない場合を含む）

非裁量的かつ定型的な行政手続の円滑化や迅速化を目的として、公務員等へ小額の金銭の支払いを行うこと

2 贈収賄・腐敗防止体制の整備

本方針を周知徹底し実効あるものにするために、当社グループは、以下のような体制の下、必要な取組みを行っています。

(1) 人権コンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンス管理体制として「人権コンプライアンス委員会」を設け、グループ全体のコンプライアンスの啓発と教育を行っています。同委員会で審議・決定された事項や活動状況については、委員長が、監査委員会やすべてのリスクを一元管理する「サステナビリティ会議」に報告を行います。

(2) Trust Line (通報窓口)

贈収賄行為その他のコンプライアンス上問題のある行為(そのおそれのある行為を含む)を早期に発見・解決することにより、コンプライアンス経営を推進することを目的として、「Trust Line」(通報窓口)を設けています。通報は、当社グループの役職員のみならず、取引先の役職員の方々からも受け付けています。

3 教育及び研修の実施

贈収賄・腐敗防止に対する役職員の倫理意識を向上させ、贈収賄・腐敗防止体制の運用を実効性あるものとするため、役職員に対する定期的な教育・研修を実施します。

4 監査及び体制の見直しと改善

定期的に当社グループ内の監査を実施することにより、贈収賄・腐敗防止体制が実際に機能しているか否かを確認するとともに、その結果を基に、本方針を含む贈収賄・腐敗防止体制の見直しと改善を行います。

5 記録及び保管

各国・各地域の贈収賄防止法令及び本方針の遵守のため、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連書類を適正に保管します。

6 懲戒

贈収賄行為が行われたと認められるときは、それを行った役職員に適用される社内規則に基づき、相当な懲戒処分を行います。

2025年11月26日制定